

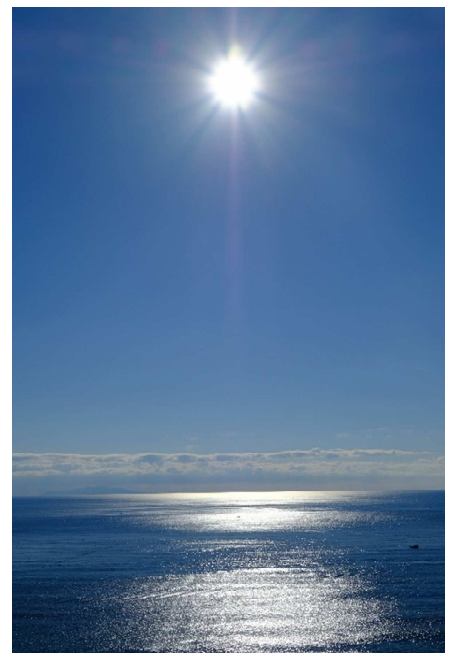


ふくろう通信

ヒルトップ税理士法人
 Tel: 03-3441-3041
 Fax: 03-5421-7086
<http://www.e-fukurou.jp/>

1月の主な税務スケジュール

- ・ 11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 消費税2・5・8月決算法人の3月ごとの中間申告及び3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 納期の特例適用者の源泉所得税の納付（令和元年7月～12月分を1月20日まで）
- ・ 支払調書、給与支払報告書の提出
- ・ 源泉徴収票の交付
- ・ 固定資産税の償却資産に関する申告



今号の目次

- ・ 新年ご挨拶
- ・ Café Hilltop 令和2年分の源泉徴収の注意点
- ・ 代表コラム ロボティック プロセス オートメーション



（江の島より：佐々木）

確定申告資料についてのお願い

令和元年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告期限は、令和2年3月16日（月）です。
 昨年中に保険会社等から各種証明書（生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書等）がお手元に届いていると思います。

また1月中には、給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票等が交付されます。

お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ、保管をお願い致します。

昨年弊社に確定申告を依頼いただいたお客様へ、担当者が今回ご準備いただく書類について順次ご案内いたします。よろしくお願ひいたします。



新年ご挨拶

恭賀新年



2020年も「TKCクラウド」を活用し、「講演、セミナー、研修講師」や「経営革新等支援機関（関東第1号認定）」として、いつでも・どこでも・わかりやすく、皆様のお役に立てますよう努力して参ります。
（杉山 一紀）

今年1月18日で、満90歳になります。よくも生きたものだと思無量です。やりたいことは山ほどありますが、やれることは、おそらく僅かなものでしょう。皆々様のご繁栄を、心からお祈りしております。
（井上 和子）

元号が令和になって初めての新年を迎えました。令和には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という意味が込められております。デジタル化、キャッシュレス決済への対応、消費税引上げへの対応や事業承継等、著しく変化する経営環境を見据え、当事務所の職員一同は、経営者、従業員の皆様に寄り添って、乗り越えたいと思います。
（鳴島 安雄）

年々、進化していく時代の中で忘れてはならないことは、皆さんが悩んでいることにズームを当て、それを解決していくことです。そのために、今年は心身の鍛錬だけでなく、自ら知識のブラッシュアップをしていくことが必要と考えています。
（小貫 隆）

チュウ意深く考えすぎて動けない・動かない…。から、ネズミのような素早さで面白いと思ったものはとてあえずやってみる！うまくいったら盛大に褒める！ダメだったら記憶から消し、無かったことにする！そんな1年を過ごせるよう行動の数を増やしていきます。
（高橋 太陽）

東京ネズミの海公園（東京ディズニーシー）に行ったらファストパスをスマホで取得できるように進化しており、家族のファストパスを取得するために開園と同時にダッシュするという大切な仕事を私は失いました。世の中の進化に取り残されず私も進化を続けます。
（丸山 義則）

東京で56年ぶりにオリンピックが開催されます。世の中は歴史が塗りかえられ変化の多い年だと思います。私も様々な変化に対応できるよう日々精進してまいります。
（金子 正洋）

早いもので、今年の9月で入社してチュウ(丁)度15年となります。今まで以上に集チュウして仕事に取組み、より一層皆様のお役に立てます様、精進して参りたいと思います。
（長瀬 雄治）

2020年も宜しく お願い致します



子年の目標は“傳”。傳(つたえ)は、様々な技術や思いを伝えていくという意味。人間一人では不可能でも、皆で知恵を絞れば解決策があるはず。急速なAI変化に対応しつつ、今後一緒に考えて行きたい。
(山下 くみ子)

今年の干支は**庚子**(かのえね)。**庚子**の年の特徴は、一言で表すと「変化の年」だそうです。時代の変化に乗り遅れないように、また、お客様により変化が訪れるお手伝い出来るよう、精一杯取り組んで参ります。
(宮田 直帆子)

2020年、例年にはないイベント、東京**オリンピック**が開催されますが、皆様を全力でサポートできるよう頑張り**マウス**。
(佐々木 宏彰)

今年は新たなことにチャレンジする1年にしたいと思っています。事務所での自分の役割を把握し、集**チュー**力を持って皆さまのために何が出来るかを考え、素早く行動に移し、実践できる力を身に付けていきます。
(松浦 雄二)

2020年は勉強に勤しみ、お客様のために還元できる知識を蓄える年にしたいです。本年の干支の**ネズミ**のように、素早く、臨機応変にご相談やご要望に応じられるよう成長していきたいと思**mouse**。
(大内 亮)

入社から7か月が経過し、濃厚な毎日を送らせて頂きました。今年は今後を左右する重要な1年と自覚しながら、ヒルトップの一員として**ハツカ**しくない生活を送りたいと思っております。
(井川 明英)

目の前で起きていることと真摯に向き合い、**2020年**という年を走り続けたい、とにかく前を向いて走り抜きたいと思っております。最後の1秒を削り出せるよう務めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。
(魚谷 公子)

ねばり強くコツコツと進める仕事もありますが、**ず**る賢く(?)ツールを使って省力化できる仕事もあるはず!(干支レースのネズミのように...笑)
みなさまのサポートに何が最適か、新しい手法にもチャレンジします!!
(大久保 公子)

オリンピック year 今年の目標は【健康維持・笑顔介護・能力向上・体力向上・趣味充実】
予選敗退せずに金メダル目指してガンバリ・・・すぎないよう 日々少しずつ努力して良い結果が出れば幸いです。
(小林 恵美子)

なんと言っても今年は東京**オリンピック**の年です。残念ながら東京**オリンピック**には出れないので、今年の目標は学業と仕事の両立です。どちらも疎かにならないように頑張ります。
(中村 匡宏)





Cafe Hilltop

令和2年分の源泉徴収の注意点

2018年度(平成30年度)の税制改正により、給与所得控除、基礎控除等の見直しが行われ、2020年(令和2年)分以後の所得税から適用されます。

給与所得控除は、一律10万円引き下げられます。また、給与所得控除額の上限額が適用される給与等の収入金額が1,000万円超から850万円超に、その上限額も220万円から195万円に、それぞれ引き下げられることになります。

基礎控除額は、改正後は10万円引き上げられ48万円となります。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その合計所得金額に応じて控除額が次第に減少し、合計所得金額が2,500万円を超える場合、基礎控除は0円となります。

そのため、今回の改正では、年収が850万円超の方は税負担が増えることとなり、右表の金額を超えている方は、給与からの源泉徴収税額が変更になります。

	月額表
甲欄	707,000円以上
乙欄	287,000円以上

また、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表も変更されていますのでご注意ください。

(ささき)



代表コラム ロボティック プロセス オートメーション

ヒルトップ税理士法人でも、「RPA」と呼ばれるロボティック プロセス オートメーション (Robotic Process Automation)が動き出しました。

「RPA」は、パソコン上に起動するソフトウェアのロボットで、人間が日常的に操作するパソコン上の作業を、その人が操作するのと同じ順序で自動化する、というものです。

この「RPA」の特徴は、ロボットが動くようになるまでの時間がソフトウェア開発より断然短く、ロボットが動き出した効果がすぐにわかるという即効性にあります。もちろん、「RPA」自身に判断業務はできませんし、毎回のように手順が変わる業務にも適しません。ただ、現在ではプログラミングができなくても直感的な操作で「RPA」の設定が可能になってきたので、「RPA」のメリットである「既存業務の効率化」を図りやすくなった点にとっても魅力を感じています。

ヒルトップ税理士法人では、担当者やチームに見合ったペースでロボットを増やしつつ、しっかり制御していきたいと考えています。

(すぎやま)

